

# すべてのお子さんが 十分な教育を受けるために

—就学手続や早期からの一貫した支援について—



青森県教育委員会

# 市町村における 就学先や教育支援の内容が決まるまでの流れ

早期からの教育相談、就学相談

就学についての相談・情報提供(ガイダンス)

就学時健康診断  
原則11月30日まで

就学についての相談・情報提供

学校見学・体験入学

総合的な検討と判断

就学先の決定(12月31日まで)

本人・保護者への通知(1月31日まで)

入学式

引き続き

就学先の柔軟な見直し  
支援内容の検討

- お子さんの発達のことや就学に関する事などについて、いつでも相談できます。
- 相談は、市町村(教育委員会、保健・福祉担当部局)のほか、地域の特別支援学校等にお問い合わせください。

- 市町村教育委員会は、就学について保護者が見通しを持てるよう、いろいろな情報提供を行います。
- 就学手続きの流れ、就学相談や学校見学等のスケジュール、各学校の教育内容など、具体的な内容を説明します。

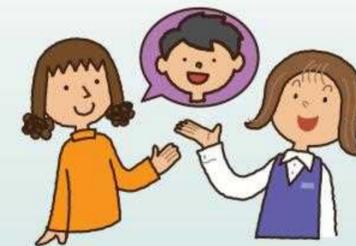
- 市町村教育委員会は、お子さんの障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域の状況、本人や保護者の意見、専門家の意見等を踏まえ、様々な観点で就学先や支援の内容について検討します。

- 市町村教育委員会は、お子さんの教育的ニーズと必要な支援について、お子さんや保護者と市町村教育委員会、学校それぞれが納得できるよう合意形成を図りながら、お子さんや保護者の意見を最大限尊重して就学先を決定します。

- 小・中学校への入学(転学)は、市町村教育委員会から、県立特別支援学校への入学(転学)は、県教育委員会から通知されます。

- 市町村教育委員会や各学校は、就学(転学)先を決定した後も、お子さんが十分な教育を受けられるように相談を継続します。
- 各学校は、個別の教育支援計画の活用と見直しを行い、就学後のお子さんの教育的ニーズの変化に継続的かつ適切に対応します。
- 就学先の見直しについても、各学校と市町村教育委員会、県教育委員会が連携して対応します。

「ちょっと気になる」「育てにくさを感じる」など、  
気づきや心配が相談の始まりです



○「こんな些細なことを聞いてもいいの?」「私の努力不足を指摘されるの?」という心配はいりません。保護者へ正確な情報を提供し、安心していただくための相談です。

○まずは、電話やメールなどで御連絡ください。お子さんのことについて、一緒に考えましょう。



- 県教育委員会が作成した「相談支援ファイル」を使うと、診断や相談、受けた支援の内容を1冊にまとめることができます。
- 様々な情報を一つにまとめると、関係機関による必要な支援が、継続的、効果的に受けられることが期待されます。
- ※様式は、県教育委員会のホームページからダウンロードできます。  
<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/file.html>

小・中学校と特別支援学校は、  
「連続した多様な学びの場の活用」「就学先の柔軟な見直し」を含め  
教育的ニーズに応じた支援を行います



本県には、県立19校、国立1校の合わせて20校の特別支援学校があります。

例えば、  
A市の小学校に在籍しますが、月・水・金の午後2時間は特別支援学校で、対人関係や社会性についての専門的な指導を受けることも考えられます。

例えば、  
B市の特別支援学校に在籍しますが、学区の中学校で月曜日の午前中の「体育」の授業に参加して、地域の友達と共に学習することも考えられます。

市町村教育委員会  
担当者

# 就学手続や教育支援に関するQ & A

**Q 1 我が子の育ちや入学する学校について気になることがあります。**

**いつ、どこ（だれ）に相談すればよいですか。**

**A** 気づいたときが相談を始める時です。「いつから」ということはありません。お住まいの市町村の担当者や保健師、保育所や幼稚園の先生、お近くの特別支援学校などにお問い合わせください。

また、県教育委員会が県内12会場で毎年実施している「地区就学相談・教育相談会」も利用できます。詳しくは、各市町村教育委員会や各教育事務所などにお問い合わせください。

なお、一貫した支援のための相談内容の引き継ぎには、「相談支援ファイル」の活用が便利です。

**Q 2 特別支援学校までの通学が心配です。何かよい方法はありますか。**

**A** 県内の特別支援学校には、小中学部の児童生徒を対象に毎日の通学手段の一つとしてスクールバスを運行している学校や、遠距離で通学が難しい児童生徒を対象に寄宿舎を設置している学校があります。

また、隣接する福祉施設等に入所し、学校へ通うこともできます。

詳しくは、それぞれの特別支援学校へお問い合わせください。

**Q 3 障害があれば、必ず特別支援学校に入らなければならないのですか。**

**A** 必ずしも、「障害があること」と「特別支援学校就学」はイコールではありません。

お子さんの年齢や能力に応じた十分な教育が受けられるよう、障害の状態、必要な教育支援の内容、地域の体制整備の状況、本人や保護者、専門家の意見を総合的に検討して、就学先が決定されます。

**Q 4 保護者が就学先等について意見を述べてもよいのですか。**

**A** 市町村教育委員会や学校等の担当者との話し合いでは、就学先や必要な教育支援の内容について、お子さん本人や保護者ご自身の思いや願い、意見を直接お話しください。本人や保護者の意見は最大限尊重されるとともに、教育的ニーズや必要な支援について、お子さんや保護者と市町村教育委員会、学校それぞれが納得できるよう話し合いが行われ、就学先や教育支援の内容が決定されます。

お問い合わせ先

## 県教育庁学校教育課

小中学校指導グループ：TEL 017-734-9895

特別支援教育推進室：TEL 017-734-9882

E-mail（共通）：E-GAKYO@pref.aomori.lg.jp